

# 衆議院農林水産委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 17 日（水）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 53 号）

- ・野村農林水産大臣、野中農林水産副大臣、角田農林水産大臣政務官、西田国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）  
（質疑者）江藤拓君（自民）、庄子賢一君（公明）、金子恵美君（立憲）、梅谷守君（立憲）、池畑浩太郎君（維新）、足立康史君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 江藤拓君（自民）

- （1） 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 遊覧船とは異なる遊漁船業に係る独自の改正理由
  - イ 事故の報告及び公表については釣り人の責任による事故も多いことを踏まえた運用をする必要性
- （2） 生産コストの価格転嫁について国民の理解を求めるとともに国民の購買力を向上させ食料安全保障の確立を実現する必要性

### 庄子賢一君（公明）

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 特定操縦免許を所持していない船長による事故を防止する方法
- イ 遊漁船業務主任者の選任要件としての実務研修について実技習得度のチェック等の見直しを行う必要性
- ウ 法令違反者の業務改善に向けた対応
- エ 遊漁船業者に対して遊漁船業務主任者の意見を尊重する義務を課したことによる政策的な効果
- オ 規制を強化するだけでなく安全対策に対するバックアップを検討する必要性
- カ 過去 10 年間における船舶からの海中転落者のライフジャケット着用の有無別の死亡率及び生存率
- キ 海の安全教室等の開催を通じて利用者の安全意識の向上と知識習得の機会を一層確保する必要性

### 金子恵美君（立憲）

- （1） 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 遊漁船業の海業の振興における位置付け及び担う役割
  - イ 遊漁船業における死傷者数が増加傾向にある背景及び要因並びに死傷者数の減少に関する目標
  - ウ 船長の年齢を考慮した遊漁船業者の登録の有効期間を設定する必要性
  - エ 本法の遵守状況が不良な者の登録の更新を認めることが本法を遵守しなくてもよいという誤解を招くおそれ
  - オ 海上運送法において遊覧船に関して許可制が採られていることを踏まえ遊漁船業についても許可制にする必要性
  - カ 業務規程に記載された出航中止等の基準の妥当性を都道府県知事が判断する方法及び判断基準を国が示す必要性

- キ 遊漁船業者が適切に業務規程を運用していくためのサポート体制
  - ク 施行後6か月以内に業務規程を新たな基準に適合させるための対応方針
  - ケ 遊漁船業者による情報の公表期限は省令に明記されるのか及び猶予期間
  - コ 公表義務は過料の対象であり期限を明確に示す必要性
  - サ 海ごみで海が汚れないよう釣り人のマナーを向上させるための取組
- (2) ALPS処理水の海洋放出に関する意見交換会における漁業者の意見の尊重について農林水産大臣の決意

**梅谷守君（立憲）**

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 遊漁船業者のうち暴力団等の反社会的勢力の数
- イ 反社会的勢力の排除に対する法改正の効果
- ウ 法改正に伴う行政負担の増加及びこれに対応するための組織体制の強化
- エ 遊漁船業による経済効果の推計値
- オ 遊漁船業による経済効果を把握・公表する必要性
- カ 海業の振興のため、農業等の他分野や経済産業省と連携しながら取組を進める必要性
- キ 農林水産省の海業に関する取組には経済効果の把握と公表も含むことの確認
- ク クロマグロの漁獲上限が遊漁船業の経営に与える影響
- ケ 海外で認められているクロマグロのキャッチ・アンド・リリースが日本で認められていない理由
- コ スポーツとしてのフィッシングを認めていく必要性
- サ ミニボートの事故対策を強化する必要性

**池畑浩太郎君（維新）**

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係

- ア 海業の推進に当たり漁業以外での海の利用を排除するものではないことの確認
- イ 遊漁船業と漁業権との関係
- ウ 遊漁船業等の海業より漁業を優先させることの妥当性
- エ 遊漁船業の事故に係る成果目標の有無及び国民に対する法改正の周知の方法

**足立康史君（維新）**

- (1) 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の提出までの国土交通省と農林水産省の動き
- (2) 海業は広がりのある業であるのに漁港漁場整備法における主務大臣が農林水産大臣である理由
- (3) 都市計画における国土交通省と農林水産省の縦割り
- (4) 都市的利用かその抑制かという枠組みではなく里山のエリアマネジメントという観点から土地利用を行う必要性
- (5) 中小企業庁の施策の活用実績における農林水産業者の割合

**長友慎治君（国民）**

- (1) 法定外公共物の維持管理をめぐる農家とのトラブルを未然に防ぐ方策
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 遊漁船業者の安全の取組についての広報に対する支援の必要性

イ 水産資源管理のための遊漁採捕量の報告についての協力の状況及び取得したデータの活用方法

**田村貴昭君（共産）**

- (1) 遊漁と漁業の調整が難航した場合に水産庁が協議に参加する可能性
- (2) 食料・農業・農村基本法の見直し関係
  - ア 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第14回）配布資料で示された「不測時の制約を伴う措置」及び「必要な対応を講ずるための意思決定や命令」の具体的内容
  - イ 緊急事態食料安全指針を法制化し花農家に米や芋を作るよう命令できるようにする予定の有無
  - ウ 検証部会配布資料の「不測時」の具体的内容
  - エ 我が国の切り花の輸入に関する関税率
  - オ 今最も必要なのは経営苦にある農業者を支援することであるか否かの認識

**緒方林太郎君（有志）**

- (1) フランスのエガリム法のような農産物等の価格転嫁に関する制度について農林水産省は研究しているが成果が結実していない理由
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案関係
  - ア 第3条に規定する本法等の「遵守の状況が不良な者」を欠格事由にしない理由
  - イ 業務改善命令を受けただけでなく当該命令を遵守していない者が対象であることの確認
  - ウ 遊漁船業者、遊漁船業務主任者及び船舶の操縦者が同一人物であって、かつ、高齢者である場合に特別な規制を設ける必要性
  - エ 協議会がなれ合いの場にならないよう適切に機能させる必要性
- (3) バナナボート等について安全性を担保する措置の必要性